

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 中間申告・予定納税の有無について

Q 各事業年度によって、その事業年度の途中で税金を払うケースと払わないケースがありますが、これはどのように異なるのでしょうか？

## 解説

法人税・消費税・所得税など、一定の要件に該当する場合、翌期の途中において、一定の税額を事前に納付する制度があります。

### 1. 法人税・地方税（住民税・事業税）の中間申告

法人税納付額が **20万円を超える**と、翌期の6月を経過した日から2か月以内に、**前事業年度の納付法人税額×1/2**を納付します。ただし、この金額に代えて、仮決算をして算出した税額を納付してもよいです。住民税・事業税の中間申告は、法人税と連動します。

### 2. 消費税の中間申告

年税額が **48万円を超える**者は、翌期、**1回もしくは3回もしくは11回**の中間申告が義務付けられています。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	<b>48万円超～400万円以下</b>	<b>400万円超～4800万円以下</b>	<b>4800万円超</b>
中間申告の回数	不要	<b>年1回</b>	<b>年3回</b>	<b>年11回</b>
中間納付税額	不要	直前の課税期間の確定消費税額の <b>6/12</b>	直前の課税期間の確定消費税額の <b>3/12</b>	直前の課税期間の確定消費税額の <b>1/12</b>

上記に代えて「中間申告対象期間」を一課税期間とみなして、仮決算を行い、それに基づいて納付すべき消費税額等を計算して納付することもできます。

### 3. 所得税等の予定納税

基本的に、前年分の申告納税額が **15万円以上になる人**は予定納税が必要になります。予定納税は、**前年の申告納税額の3分の1**の金額を、**第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めること**になっています。なお、その年の6月30日の状況で所得税等の見積額が前年より少なくなる人は「**予定納税額の減額申請書**」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

## 要するに…

法人でも個人でも、納税負担を軽くする意味で、途中で税額を納付する制度があります。基準となる金額を理解して、納税資金の準備を怠らないようにしましょう。